

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-68
提出年月日	令和2年5月8日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

添付2の消防車隊による消火要員と
添付3の自衛消防隊の関係について

令和2年5月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 消防車隊による消火要員と自衛消防隊について

「添付2 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」の「1. 2 要員の配置」には、消火要員として以下のとおり配置することを記載している。

1. 2 要員の配置

- (1) 防災安全GMは、火災の発生により災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。
- (2) 防災安全GMは、火災の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条（原子力防災組織）に定める必要な要員を配置する。
- (3) 防災安全GMは、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。

イ. 消火要員

運転員，消防車隊による消火要員として，10名以上を発電所に駐在させる。

この記載は、平成19年に発生した新潟県中越沖地震時の変圧器火災に鑑み規定した下記の「旧第17条地震・火災発生時の対応」の記載を踏襲したものとなっている。

2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。

- (2) 防災安全GMは、初期消火活動を行う要員として，10名以上を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

また、新規制基準対応として、「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」には、下記のとおり、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊について記載することとしている。

- a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、6号炉及び7号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所内に緊急時対策要員44名、運転員13名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の合計67名を確保する。

2. 運転員、消防車隊による消火要員と火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊の関係について

両者の関係は下表のとおり整理され、運転員、消防車隊による消火要員は一般火災発生時に備えた体制であり運転員が含まれるため10名以上となり、一方、重大事故等（以下「SA」という。）・大規模損壊発生時には、運転員が航空機衝突などで損耗していない場合は同様な体制となるが、損耗している場合は火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の体制となる。

【保安規定における添付2：消防車隊による消火要員と添付3自衛消防隊の関係】

（休日夜間の体制の例）

一般火災対応			SA／大規模損壊時火災対応（運転員損耗）			
保安規定記載	人数	説明	保安規定記載	人数	説明	
① 運転員	1	通報連絡者 (発災プラントの 当直長)	①緊急時対策要員	1	通報連絡者 (通報班長)	
	1	現場責任者 (発災プラントの 運転員)		②緊急時対策要員 (復旧班)	8	大容量送水車や 放水砲による泡消火 (航空機衝突時など)
	2	初期消火活動 (発災プラントの 運転員)				
②消防車隊に よる消火要員 (自衛消防隊 の一部)	1	現場指揮本部 (自衛消防隊長)	③火災発生時の初 期消火活動に対応 するための自衛消 防隊(自衛消防隊 の一部)	1	現場指揮本部 (自衛消防隊長)	
	6	消火活動 (消防車隊)		6	消火活動 (消防車隊)	
	3	公設消防の案内等 (警備員)		3	公設消防の案内等 (警備員)	
① ②の要員が10名以上			③の要員が10名(運転員以外で構成)			

※自衛消防隊は火災の規模等に応じて召集する。

以 上